

下水道事業債の過大借入について

平成 29 年 3 月 15 日
秦野市上下水道局

1 概要

例年、工事の完成を待って確定させていた建設費における事業費を、平成 28 年度から秦野市下水道事業を公営企業化することに伴い、平成 27 年度の下水道事業債について、平成 28 年 1 月 31 日の決算見込みで確定させ、同年 3 月 30 日に地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）から借入れました。

その後、平成 28 年 7 月に、総務省に提出する決算状況調査票を作成するに当たり、建設費の決算額を精査した結果、起債の借入金が過大であったことが分かりました。

そこで、借入先である機構に過大借入の事実を確認いただき、対応等を相談したうえで、平成 28 年第 4 回定例会に繰上償還と利子相当の補償金の補正予算の議決を受けて、平成 28 年 12 月 20 日に繰上償還を行いました。

2 過大借入れによる償還額

- | | |
|------------|---------------|
| (1) 公共下水道分 | 7, 990 万円 |
| (2) 逡次繰越分 | 3, 260 万円 |
| 合計 | 1 億 1, 250 万円 |

3 利子及び補償金の額

- | | |
|-----------------|---------------|
| (1) 利子額 | 17 万 6, 351 円 |
| (2) 補償金額（利子相当額） | 0 円 |

4 過誤の原因

- (1) 決算見込額のチェック体制の不備による事業費の二重計上
起債対象の事業費の算定において、工事の額を二重に計上する誤りがありました。
- (2) 起債対象の判断を過大に解釈したことによる適債性判断の誤り
調査などの委託は建設工事に伴う直接的なものではないため、起債対象と過大解釈して対象とした誤りがありました。
- (3) 繰越の予算額を決算見込額として算定したこと等による決算見込額の誤り
下水道事業を公営企業化することに伴い 3 月 31 日で打ち切り決算とするため、27 年度の起債は 1 月 31 日に決算見込みを確定させて、2 月 18 日に機構に借入

申請書を提出するよう、平成26年度以前に比べて手続きを約1月以上早めることとしました。その結果、変更契約工事費の算定や2月以降の市民要望による工事の発注予定額の見込みなどを過大に見込んだことによるものでした。

5 再発防止策

工事等を担当する事業担当課と起債事務の担当課の間における予算や契約金額の確認と、工事等の完成前に決算見込額の確定ができるよう執行管理体制を強化します。さらに借入申請時の書類を始め、さまざまな時点での複数人でチェックする体制を強化します。また、適債性判断方法も事業担当課と起債事務担当課で共有し、疑問が生じた際は県などの専門機関に相談します。これらを「下水道事業債借入事務手順書」として作成し、事業担当課と起債事務担当課の職員に周知徹底しました。

特に、今回の誤りに対する当事者意識を徹底させるために、事業担当課と起債事務担当課の管理職員はもちろん、全職員による会議等の場について、事務を進めるステップごとに開催いたします。

上下水道局 経営総務課 0463-81-4113